

(仮称) 札幌市第 2 斎場整備運営事業
入札説明書

平成 14 年 7 月 23 日

札幌市

< 目次 >

1	入札説明書の位置付け	1
2	事業の概要	2
	(1) 事業名称	2
	(2) 対象となる公共施設の概要	2
	(3) 公共施設等の管理者等の名称	2
	(4) 事業目的	2
	(5) 事業期間	2
	(6) 事業方式	2
	(7) 事業範囲	3
	(8) 事業者の収入	3
	(9) 事業の日程（予定）	5
	(10) 遵守すべき法令等	5
3	入札参加に関する条件等	6
	(1) 入札参加者の構成	6
	(2) 入札参加者の資格要件	6
	(3) 構成員の制限	7
	(4) 入札参加に関する留意事項	8
	(5) 入札予定価格	9
4	事業者の選定	10
	(1) 落札者の決定	10
	(2) 契約手続等	10
	(3) その他	11
5	入札スケジュール	12
	(1) 入札等の日程	12
	(2) 入札の手続	12
6	提出書類の内容	17
	(1) 一般競争入札参加資格確認申請時の提出書類	17
	(2) 一般競争入札参加資格確認書受領後に辞退する場合の提出書類	17
	(3) 入札時の提出書類	18
7	提出書類作成要領	22
	(1) 一般的事項	22
	(2) 一般競争入札参加資格確認書類	22
	(3) 入札書	22
	(4) 施設計画（建築・設備）提案図面	23
	(5) 施設計画（建築・設備）提案書	23
	(6) 施設計画（火葬炉）提案図面等	23
	(7) 施設計画（火葬炉）提案書	24
	(8) 施設計画（火葬炉）設計資料	25
	(9) 維持管理計画提案書	25
	(10) 運営計画提案書	25
	(11) 資金収支計画等提案書	25

8	その他	33
	(1) 必要事項等の追加.....	33
	(2) 日本政策投資銀行等の低利融資・無利子融資.....	33

別添資料 1	要求水準書
別添資料 2	落札者決定基準
別添資料 3	基本協定書（案）
別添資料 4	契約書（案）
別添資料 5	様式一覧表

1 入札説明書の位置付け

本入札説明書は、札幌市（以下「市」という。）が、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）に基づき、平成 14 年 5 月 29 日に特定事業として選定した「（仮称）札幌市第 2 斎場整備運営事業」を実施するにあたり、入札参加希望者に配布するものである。

別添資料の「（仮称）札幌市第 2 斎場整備運営事業要求水準書」（別添資料 1）（以下「要求水準書」という。）、「（仮称）札幌市第 2 斎場整備運営事業契約書（案）」（別添資料 5）（以下「契約書案」という。）は、本入札説明書と一体のものである。

本入札説明書と、本入札説明書に先行して市が配布した実施方針、特定事業の選定、旧要求水準書案（平成 14 年 4 月 17 日公表）、旧契約書案（平成 14 年 6 月 5 日公表）及びそれらに対する質問回答書との間に異なる点がある場合には、本入札説明書の規定が優先するものとする。

2 事業の概要

(1) 事業名称

(仮称)札幌市第2斎場整備運営事業

(2) 対象となる公共施設の概要

名称	(仮称)札幌市第2斎場	
建設予定地	所在地	札幌市手稲区手稲山口 313 番ほか
	区域区分	市街化調整区域
施設規模	敷地面積	約 40,000 m ²
	延床面積	11,200 ~ 11,800 m ²
施設概要	・火葬炉 29 基 ・焼却炉 1 基 (胞衣等の焼却用) ・告別室 2 室 ・拾骨室 14 室 ・特別控室 31 室	
供用開始	平成 18 年 4 月 1 日予定	

(3) 公共施設等の管理者等の名称

札幌市長 桂 信雄

(4) 事業目的

市においては、現在、里塚斎場と手稲火葬場の2ヶ所で市民等の火葬需要に応じている。しかしながら、現状の火葬場では、今後想定される高齢化の急速な進行に伴う火葬需用の増加に対応できなくなるとともに、大規模災害時の火葬場被災に備えて施設の分散化や西部・北部方面の市民の利便性向上に配慮する必要があることから、平成18年度の供用開始を目的に(仮称)札幌市第2斎場(以下「第2斎場」という。)を整備するものである。

第2斎場供用開始後は、手稲火葬場を廃止し、市の火葬場は里塚斎場との2施設体制となり、市民等の火葬需要に対応していくことになる。

(5) 事業期間

事業期間は、契約締結日から平成38年3月31日までとする。

なお、第2斎場の運営期間は、平成18年4月1日から平成38年3月31日までの20年間である。

(6) 事業方式

事業者は、第2斎場を設計、建設し、運営期間中、この施設を所有し、維持管理、

運営を行い、運営期間終了後、市に対して、施設、備品を無償譲渡する BOT (Build-Operate-Transfer) 方式とする。

(7) 事業範囲

本事業における事業者の事業範囲は次のとおりである。

ア 施設整備業務

- ・設計業務
- ・建設業務
- ・工事監理業務
- ・施設建設に伴う各種申請等の業務
- ・備品等整備業務

イ 施設維持管理業務

- ・建築物保守管理業務
- ・建築設備保守管理業務
- ・清掃業務（建物内部及び敷地内の清掃業務）
- ・植栽・外構維持管理業務
- ・警備業務
- ・火葬炉保守管理業務（修繕業務を含む。）
- ・除雪業務
- ・備品等整備業務

ウ 運營業務

- ・施設賃貸業務
- ・利用者受付業務
- ・告別業務
- ・炉前業務
- ・拾骨業務
- ・炉室業務
- ・特別控室提供業務・売店等運營業務
- ・総括的業務
- ・その他

エ 公金徴収業務

具体的な業務の範囲については、要求水準書を参照すること。

(8) 事業者の収入

事業者の収入は以下のものからなる。

ア 市が支払うサービス購入料

事業者が火葬業務等を行うことに対して，市はサービス購入料を支払う。

サービス購入料は，物価変動，金利変動があった場合には，契約書案の規定に従って改定する。

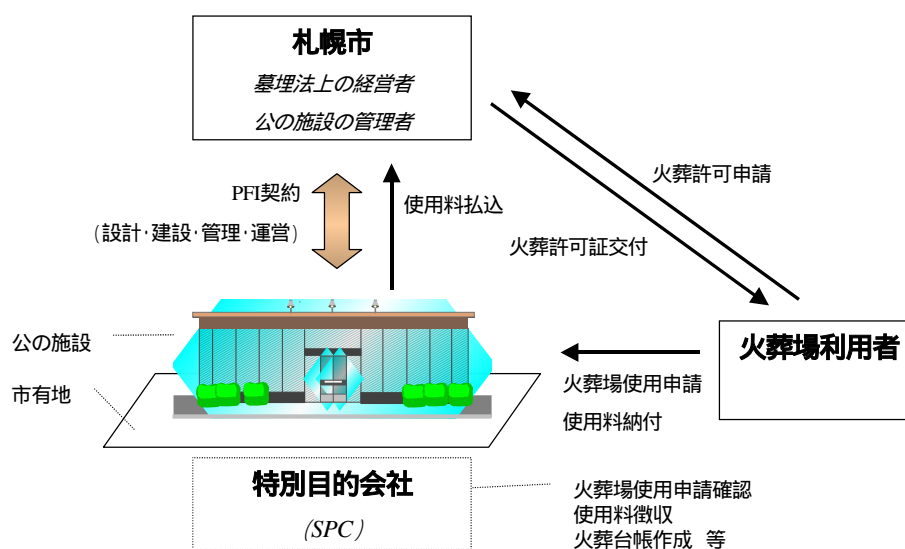
事業者の事業契約の履行状況により，市は事業者を支払うサービス購入料を，減額または停止する場合がある。

なお，第2 斎場は地方自治法第 244 条の「公の施設」として位置付けられる予定であり，火葬場の使用料(火葬炉使用料，特別控室使用料等)は，市の収入となる。

イ 売店販売収入等

売店収入，喫茶・軽食コーナーの収入は直接事業者の収入となる。

墓埋法：墓地，埋葬等に関する法律



(9) 事業の日程（予定）

日程	内容
平成 14 年 12 月	仮契約の締結
平成 15 年 3 月	本契約の締結
平成 15 年 3 月～平成 18 年 3 月	施設の設計・建設
平成 18 年 4 月	供用開始
平成 18 年 4 月～平成 38 年 3 月	維持管理・運営
平成 38 年 3 月	施設，備品の所有権移転

(10) 遵守すべき法令等

事業者は，この事業を実施するにあたって，次の法令等を遵守すること。

- ・ 建築基準法
- ・ 消防法
- ・ 都市計画法
- ・ 宅地造成等規制法
- ・ 電気事業法
- ・ 電気設備に関する技術基準を定める省令
- ・ 大気汚染防止法
- ・ 悪臭防止法
- ・ 墓地，埋葬等に関する法律
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ・ 騒音規制法
- ・ 振動規制法
- ・ 労働安全衛生法
- ・ 高圧ガス事業法
- ・ 高齢者，身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（通称ハートビル法）
- ・ 危険物の規制に関する政令
- ・ 札幌市火葬場条例
- ・ 札幌市墓地，埋葬等に関する法律施行細則
- ・ 北海道福祉のまちづくり条例
- ・ 札幌市福祉のまちづくり条例
- ・ 札幌市緑の保全と創出に関する条例
- ・ 火葬場から排出されるダイオキシン類削減対策指針
- ・ 市有施設の総合耐震計画及び耐震診断・改修要領
- ・ 札幌市公共建築物環境配慮ガイドライン
- ・ その他施設の建設，維持，管理，運営に関する関係法令等

3 入札参加に関する条件等

(1) 入札参加者の構成

ア 入札参加者は、施設を設計する企業（以下「設計企業」という。）、施設を建設する企業（以下「建設企業」という。）、火葬炉を設計・製作する企業（以下「火葬炉企業」という。）、施設の維持管理を行う企業（以下「維持管理企業」という。）及び施設の運営を行う企業（以下「運営企業」という。）を全て含む複数の企業により構成されることを基本とし、代表企業を定めるものとする。一般競争入札参加資格確認申請書（以下「資格確認申請書」という。）の提出時には、入札参加者の構成員（設計企業、建設企業、火葬炉企業、維持管理企業、運営企業の別）について明らかにすること。

ただし、火葬炉企業については、構成員としないことを認める。火葬炉企業を構成員としない場合は、協力企業（入札参加者から業務を受託する企業）となる火葬炉企業名を明らかにすること。

イ 建設企業が設計企業の資格要件を満たしている場合は、建設企業が設計企業を兼ねることも認める。

ウ 建設企業や火葬炉企業が、維持管理企業や運営企業の一部や全部を兼ねることも認める。

エ 維持管理企業が、運営企業の一部または全部を兼ねることも認める。

オ 原則として、資格確認申請書の提出後入札時までに構成員及び協力企業である火葬炉企業を変更することはできない。ただし、やむを得ない事情であると市長が判断した場合には、構成員及び協力企業である火葬炉企業の変更を認めることがある。

カ ある入札参加者の構成員は、他の入札参加者の構成員になることはできない。

なお、火葬炉企業については、ある入札参加者の構成員であるか否かを問わず、複数の他の入札参加者の協力企業となることを可能とする。

キ 特別目的会社に対して出資することを予定している者は、入札参加者の構成員とならなければならない。

(2) 入札参加者の資格要件

ア 設計企業

設計企業は、建築士法第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所登録を行っていること、又は同等の資格、実績を有すること。

イ 建設企業

建設企業は、建設業法第 3 条第 1 項の規定により、建築一式工事につき特定建設業の許可を受けた者であること。また、札幌市工事等競争入札参加資格者名簿に工

種「建築」に登録しており，登録の際に客観的事項について算定された点数が1,200点以上である者が含まれていること。

ウ 火葬炉企業

火葬炉企業は，1つの施設に，同時期に火葬炉を10基以上納入・設置した実績のある者であること。なお，協力企業である火葬炉企業についても同様とする。

エ 代表企業

代表企業は，札幌市工事等競争入札参加資格者名簿又は札幌市競争入札参加資格者名簿に登録している者であること。

オ その他

本事業の入札に係る札幌市工事等競争入札参加資格審査及び札幌市競争入札参加資格審査の申請は，平成14年8月6日から8月26日までの毎日（ただし，土曜日，日曜日を除く。）受け付けている。なお，審査には，2週間程度かかるため早めに申請をすること。

(3) 構成員の制限

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。

イ 札幌市競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成14年4月26日財政局理事決裁。以下「指名停止等措置要領」という。）に基づく指名停止期間中でないこと。

ウ 経営状態が著しく不健全な者（会社更生法（昭和27年法律第172号）第30条第1項に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づき再生手続開始の申立てがなされている者等。ただし，市長が経営不振の状態を脱したと認めた場合は除く。）でないこと。

エ 札幌市税，消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

オ 市と本事業に関するアドバイザー契約を締結している企業及び当該企業の指示により当該契約に関する業務を行う企業（以下「アドバイザー業務に関与した者」という。），並びにその関連会社（親会社及び子会社を含む。）でないこと。ここでいう「関連会社」とは，アドバイザー業務に関与した者と，会社の支配を目的とした直接の資本関係，人的関係がある企業を指す。

なお，アドバイザー業務に関与した者は次のとおりである。

・みずほ総合研究所 株式会社	東京都千代田区内幸町 1-2-1
・株式会社 佐藤総合計画	東京都墨田区横網 2-10-12
・有限会社 日本斎苑企画	神奈川県横浜市磯子区杉田 4-3-12-302
・三井安田法律事務所	東京都港区赤坂 2-14-32

(4) 入札参加に関する留意事項

ア 公正な入札の確保

入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等に抵触することのないように留意すること。

また、入札参加者は、本入札説明書に定めるもののほか、札幌市契約規則その他関係法令を遵守すること。

イ 入札書類の書換え等の禁止

入札参加者は、提出期限以降における入札書等及び事業計画提案書（以下「入札書類」という。）の差し換え及び再提出をすることができない。

ウ 入札の延期等

本市が必要と認めるときは、入札を延期し、中止し、又は取り消すことがある。

エ 無効入札

次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。

- ・ 入札書に入札者（代理人）の記名又は押印がなされていない入札
- ・ 入札書の入札金額を訂正した入札
- ・ 自己がしたと他人の代理をしたとにかかわらず、同一人がした2通以上の入札
- ・ 入札書類の記載事項の漏れ、誤記等により内容が確認できない入札
- ・ 入札に関し不正の行為をした者の入札
- ・ 入札書類に虚偽の記載があった場合
- ・ 入札に参加する資格のない者のした入札
- ・ 入札に必要な書類が不足しているもの
- ・ その他市長が定める入札に関する条件に違反した入札

オ 費用の負担

入札に関して入札参加者が要する費用は、それぞれの入札参加者の負担とする。

カ 使用言語、単位及び通貨

入札参加に際して使用する言語は日本語、単位はSI単位、通貨単位は円を使用することとする。

キ 入札書類の取り扱い

入札参加者が市に提出した入札書類は返却しない。

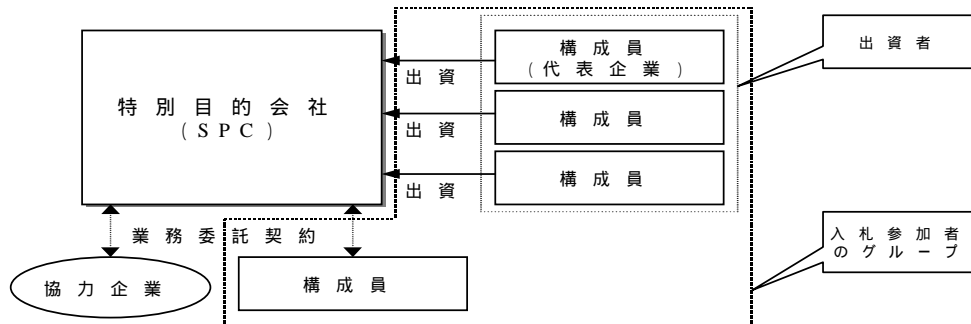
ク 市の提供する資料の取り扱い

入札参加者（入札までに辞退したものを含む）は、市が提供する資料を、本入札に係る検討以外の目的で使用することはできない。

ケ 入札保証金

入札保証金の納付は免除する。

特別目的会社（SPC）と構成員等の関係イメージ



注：上記の図は、構成員等の用語の意味を明らかにするために作成したものであり、事業者の提案を拘束するものではない。

(5) 入札予定価格

本事業の入札予定価格は、次のとおりとする。

入札予定価格 23,444,205,000円

なお、入札予定価格は、事業期間に亘りサービス購入料を単純に合計した金額である。また、入札予定価格には、契約書案別紙 10「サービス購入料の改定方法」に規定する金利変動、物価変動による増減額並びに消費税及び地方消費税額は含まない。

4 事業者の選定

(1) 落札者の決定

ア 事業者選定委員会の設置

入札参加者から提出された入札書類は、学識経験者で構成する「札幌市第2斎場整備運営事業者選定委員会」（以下「事業者選定委員会」という。）において審査を行う。

なお、入札公告後、本事業の落札者決定までの間に、事業者選定に関して、入札参加者やそれと同一と判断される団体等が、事業者選定委員会委員に面談を求めたり、入札参加者のPR書類等を提出することにより、自社を有利に、または他社を不利にするように働きかけることを禁じる。

イ 審査基準等

落札者決定にあたっての審査基準等については、「（仮称）札幌市第2斎場整備運営事業 落札者決定基準」（別添資料2）（以下「落札者決定基準」という。）を参照すること。

ウ 落札者の決定

市は、事業者選定委員会の審査結果を踏まえて、落札者を決定する。

エ 入札結果の公表

入札結果の公表は、事業選定委員会の審査結果と併せて行い、落札者の決定後に公表する。

オ 著作権の帰属等

事業計画提案書に含まれる著作物の著作権は市に帰属しないが、公表、展示、その他市が本事業に関し必要と認める用途に用いる場合は、市はこれを無償で使用することができるものとする。

(2) 契約手続等

ア 基本協定書の締結

落札者は、速やかに市と契約締結に関する「基本協定書」（別添資料3）について合意する。

イ 特別目的会社の設立

落札者は、本事業を実施する特別目的会社（以下「SPC」といい、商法上の株式会社とする。）を設立すること。なお、代表企業及び事業計画提案書において出資を予定している構成員は、本契約締結時までに必ずSPCに出資しなければならない。ただし、運営開始までに段階的に出資を行うことは認める。

また、落札後に、やむを得ない事情で構成員以外の者がSPCに出資する場合には、市の承諾が必要となる。

ウ 契約書の作成

別添の契約書案により、仮契約書（様式 11-4）及び本契約書を作成するものとする。

入札後、契約の締結にあたっては、軽微な事項を除き、落札者の入札価格及び契約書案に示した契約内容について、変更できないことに留意すること。

エ 議会の議決を要する契約

本事業は、PFI 法及び札幌市議会の議決に付すべき契約に関する条例（昭和 39 年条例第 6 号）の規定により市議会の議決に付さなければならない事業であるため、議会の同意を得た後に本契約を締結する。

オ 契約締結にまで至らなかった場合

落札者が事業契約を締結しない場合は、市は、事業者選定委員会での総合評価の評価点の高い者から順に、契約交渉を行う（随意契約）。

落札者が事業契約を締結しない場合は、落札者が要した費用は落札者が負担するものとする。

カ その他

落札者決定後、議会の議決までの間に、落札者の構成員（協力企業となる火葬炉企業を含む）が、「3 入札参加に関する条件等」の(3)のア、イ及びウに該当する場合には、市は事業契約を締結しないことがある。

(3) その他

ア 契約保証金

契約保証金の納付は免除する。

5 入札スケジュール

(1) 入札等の日程

入札スケジュールは次のとおりとする。

内容	日程
入札の告示	平成 14 年 7 月 18 日 (木)
入札説明書の配布	平成 14 年 7 月 23 日 (火) ～ 8 月 5 日 (月)
札幌市契約公報への登載	平成 14 年 7 月 31 日 (水)
入札説明会	平成 14 年 8 月 5 日 (月)
現地見学会	平成 14 年 8 月 7 日 (水)
入札説明書に対する質問受付	平成 14 年 8 月 6 日 (火)～9 日 (金)
一般競争入札参加資格確認申請の受付	平成 14 年 8 月 6 日 (火)～26 日 (月)
入札説明書に対する質問回答	平成 14 年 8 月 27 日 (火)
一般競争入札参加資格の通知	平成 14 年 8 月 30 日 (金)
入札書及び提案書の受付	平成 14 年 10 月 1 日 (火)～4 日 (金)
入札 (入札書の開札)	平成 14 年 10 月 4 日 (金)
落札者の決定及び公表	平成 14 年 11 月中旬 予定
仮契約の締結	平成 14 年 12 月下旬 予定
本契約の締結	平成 15 年 3 月 予定

(2) 入札の手続

ア 入札説明書の配布

入札告示後、本事業への入札参加を希望する者に、以下の場所にて入札説明書を配布する。

(ア) 配布期間

平成 14 年 7 月 23 日 (火) から 8 月 5 日 (月) までの土曜日、日曜日及び休日を除く毎日、午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分までとする。

(イ) 配布場所

本事業の事務局

イ 資料の有料複写

本事業への入札参加を希望する者は、次の場所において、要求水準書で示す資料 (有償) を有料で複写することができる。

〒060-0062

札幌市中央区南 2 条西 1 丁目 遠藤ビル

有限会社 遠藤青写真工業所

電話 011-251-8839, 011-251-5307 FAX 011-221-1319

ウ 入札説明会

入札説明書等に関する説明会を次のとおり開催する。参加を希望する者は、入札説明会参加者名簿(様式 11-1)及び入札説明書等を持参のうえ、直接会場へくること。

なお、説明会では、入札説明書等の再交付等を行わない。

(ア) 説明会開催日時

平成 14 年 8 月 5 日(月) 10 時から 1 時間半程度

(イ) 説明会開催場所

札幌市役所 12 階 1 号会議室

エ 現地見学会

建設地等に関する現地見学会を次のとおり開催する。

(ア) 見学会開催日時

平成 14 年 8 月 7 日(水) 午後 2 時から 1 時間程度

(イ) 集合場所

札幌市クリーンセンター駐車場

札幌市手稲区手稲山口 318 番 電話：011-681-4193

(ウ) 内容

建設地の立地状況、周辺環境状況等についての見学

(エ) その他

作業着、長靴等を用意し、現地に集合すること。

なお、本事業の事務局は、次のとおりである。

本事業の事務局	郵便番号 060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 札幌市保健福祉局 健康衛生部 生活環境課第 2 斎場建設担当係
	電 話：011 - 211 - 2862 (ダイヤルイン) F A X：011 - 218 - 5102 電子メール：seikatsukankyo@eisei.city.sapporo.jp

オ 質問書受付

入札説明書等に関する質問書の受付は以下の手順により行う。

(ア) 受付方法

入札説明書等に関する質問は、質問書提出届(様式 11-2)及び質問書(様式 11-3)を、電子メール、郵送又は持参により提出すること。電話やファクシミリ、口頭による質問は受け付けない。

郵送又は持参による場合には、質問書の内容を記録したフロッピーディスクも併せて提出すること。

なお、磁気データは、質問書提出届については Microsoft Word(windows 版) ,
質問書については Microsoft Excel (windows 版) で作成すること。

(イ) 受付期間

平成 14 年 8 月 6 日 (火) ~ 8 月 9 日 (金) とする。

持参の場合は、いずれの日も午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分までとする。

郵送、電子メールの場合は、最終日の午後 5 時 15 分を期限とする。

(ウ) 受付場所

本事業の事務局

カ 質問回答書の公表

市は寄せられた質問に対する回答書については、平成 14 年 8 月 27 日 (火) より
札幌市保健衛生情報ホームページに掲載する。なお、電話等による問い合わせには
応じない。

札幌市保健衛生情報ホームページのアドレス

<http://www.city.sapporo.jp/eisei/>

キ 一般競争入札参加資格確認申請書受付

本入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書 (様式 1-1) 及び
必要書類を受付期間内に提出すること。

一般競争入札参加資格確認は、入札参加を予定しているグループごとに行うこと。

(ア) 受付期間

平成 14 年 8 月 6 日 (火) から 8 月 26 日 (月) までの土曜日及び日曜日及び
休日を除く毎日、午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分までとする。

(イ) 受付場所

本事業の事務局

(ウ) 提出方法

受付場所まで持参のこと。郵送又は電送 (電子メール等) よる申請は受け付け
ない。

ク 一般競争入札参加資格の通知等

入札参加資格については、申請書及び必要書類の受付期限の日 (平成 14 年 8 月 26
日) を基準日として確認を行う。また、その結果については、平成 14 年 8 月 30 日 (金)
までに一般競争入札参加資格確認通知書 (以下「参加資格確認通知書」という。) に
より通知 (発送) する。通知に使用する封筒は、切手 430 円分を貼付したうえ、申請
書及び必要書類とともに提出すること。一般競争入札参加資格確認通知において、
入札参加資格がないと認められた者は、市に対して入札参加資格がないと認められた理

由について、書面(様式自由。ただし代表者印を要する。)を提出することにより、説明を求めることができる。

グループの構成員の一部が、一般競争入札参加資格確認通知において入札参加資格がないとされた場合には、当該業務を担当する構成員部分についてのみ、再度申請を行うことを認める。

ケ 入札の辞退

参加資格確認通知書を送付された入札参加希望者が、入札を辞退する場合は、入札書類提出期限までに、入札辞退届(様式 1-6)を提出すること。

コ 入札参加資格の確認基準日以降の取扱い

入札参加資格を有するとの確認を受けた入札参加者グループの構成員(協力企業となる火葬炉企業を含む)が、入札日において、3の(3)に該当する場合(以下「指名停止等に該当する場合」という。)には、入札に参加することができない。

また、入札日以降、落札者の決定日までに、入札参加者グループの構成員(協力企業となる火葬炉企業を含む)が、指名停止等に該当する場合には、原則として、当該グループは失格となる。

サ 入札書類の提出

入札参加資格の確認を受けた入札参加者は、持参又は郵送により入札書類を提出すること。なお、提出は代表企業が行うこと。

(ア) 受付期間

平成 14 年 10 月 1 日(火)から 10 月 4 日(金)までの毎日、午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分までとする。ただし、10 月 4 日は午後 3 時までとする。

なお、郵送する場合は、平成 14 年 10 月 3 日(木)午後 5 時 15 分必着とする。

(イ) 受付場所

本事業の事務局

シ 入札(入札書の開札)

入札書の開札は、入札参加者又はその代理人の立会いの上行うものとし、入札参加者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない市職員を立ち会わせるものとする。なお、当該入札では、入札価格が予定価格を超えていないことを確認する。この際に、入札価格の公表は行わない。

(ア) 開札日時

平成 14 年 10 月 4 日(金) 午後 4 時

(イ) 開札場所

札幌市役所 3 階南東会議室

ス 提案内容に関するヒアリングの実施

提案書の審査にあたって、提案内容の確認のために必要と判断した場合、入札参加者に対しヒアリングを実施する。

(ア) 実施時期

平成 14 年 10 月下旬（予定）

(イ) 開催場所

実施する場合は、後日、日時、場所、ヒアリング内容等を、代表企業に連絡するものとする。

セ 入札結果の通知

入札結果は、落札者決定後、代表企業に対して文書で通知する。電話等による問合せには応じない。

6 提出書類の内容

(1) 一般競争入札参加資格確認申請時の提出書類

一般競争入札参加資格確認申請書を表紙として、以下の書類を1部提出すること。

ア 一般競争入札参加資格確認申請書（様式 1-1）

イ グループ構成員及び担当者等一覧表（様式 1-2）

ウ 委任状（様式 1-4，1-5）

エ 関係書類

印鑑証明書（本入札説明書の配布開始日以降に交付されたもの。）

使用印鑑届（実印に代わる印鑑を契約等に使用する場合。様式は任意。）

札幌市競争入札参加資格決定通知書（写）

設計企業の一級建築士事務所登録を証明する書類

建設企業の経営事項審査結果通知書

建設企業の特定建設業許可を証明する書類

火葬炉企業の火葬炉納入・設置実績を証明する書類（契約書の写し等）

札幌市税、消費税及び地方消費税を滞納していないことを証明する書類

（本入札説明書の配布開始日以降に交付されたもの。）

《札幌市税》

・札幌市税について未納がない旨の証明書

・札幌市内に営業所等又は住所を有せず札幌市に納税義務がない者は、「札幌市税についての申立書」（様式 1-3）を提出すること。

《消費税及び地方消費税》

・課税業者と非課税業者を問わず提出すること。

・課税業者は、「未納がない旨の証明書（その3）」又は「納付すべき額・納付済額・未納税額等の証明書（その1）」のいずれかを提出すること。

・（その1）の納税証明書は、直前の課税期間（法人：事業年度，個人：暦年）に係る納税証明（1年度分）のみで可。

オ その他

会社概要（最新のもの，全企業）

430円分の切手を貼付した封筒（送付先を記入すること。）

(2) 一般競争入札参加資格確認書受領後に辞退する場合の提出書類

入札参加を希望したものが、一般競争入札参加資格確認書受領後に、入札参加を辞退しようとする場合には、以下の書類を1部提出すること。

・入札辞退届（様式 1-6）

(3) 入札時の提出書類

一般競争入札参加資格確認書を受領したものが、入札に参加する場合には、以下の書類を一括して提出すること。

入札書等		1部
事業計画提案書	施設計画（建築・設備）提案図面	A1版:3部（うち1部は正本）
		A3版:20部 （うち1部は正本）
	施設計画（建築・設備）提案書	20部（うち1部は正本）
	施設計画（火葬炉）提案図面等	20部（うち1部は正本）
	施設計画（火葬炉）提案書	20部（うち1部は正本）
	施設計画（火葬炉）設計資料	20部（うち1部は正本）
	維持管理計画提案書	20部（うち1部は正本）
	運営計画提案書	20部（うち1部は正本）
資金収支計画等提案書	20部（うち1部は正本）	

事業計画提案書の提出にあたっては、磁気データもMOディスクにより本市に提出すること（ただし、施設計画（建築・設備）提案図面、施設計画（火葬炉）提案図面等は除く）。

ア 入札書等

- ・入札書類提出届 (様式 2-1)
- ・入札書類提出一覧表 (様式 2-2)
- ・入札書 (様式 2-3)
- ・金融機関関心表明書 (様式 2-4)

イ 施設計画（建築・設備）提案図面

- ・施設計画（建築・設備）提案図面 表紙 (様式 3-1)
- ・配置図
- ・各階平面図
- ・立面図
- ・断面図
- ・展開図
- ・外観透視図
- ・内観透視図

ウ 施設計画（建築・設備）提案書

- ・施設計画（建築・設備）提案書 表紙 (様式 4-1)
- ・施設概要 (様式 4-2)
- ・建設工事費等 (様式 4-3)
- ・周辺環境への影響に対する配慮計画 (様式 4-4)

- ・敷地の緑地，緑化計画 (様式 4-5)
 - ・施設配置計画 (眺望計画を含む) (様式 4-6)
 - ・駐車場計画及び外部動線計画 (様式 4-7)
 - ・除雪，堆雪計画及び雨水調整池計画 (様式 4-8)
 - ・各ゾーン配置計画 (様式 4-9)
 - ・内部動線計画 (様式 4-10)
 - ・ユニバーサルデザイン計画及びバリアフリーデザイン計画 (様式 4-11)
 - ・火葬場に相応しい空間 (デザイン) 計画 (様式 4-12)
 - ・構造計画 (造成，杭，基礎計画を含む) (様式 4-13)
 - ・設備の耐震対策計画 (様式 4-14)
 - ・防災，避難計画 (様式 4-15)
 - ・環境計画，省エネルギー計画，リサイクル等計画 (様式 4-16)
- エ 施設計画 (火葬炉) 提案図面等
- ・施設計画 (火葬炉) 提案図面等 表紙 (様式 5-1)
 - ・1 階火葬炉設備・機器配置図
 - ・2 階火葬炉設備・機器配置図
 - ・R 階平面図 (火葬部門)
 - ・火葬炉設備立面図 (標準炉)
 - ・火葬炉設備断面図 (標準炉)
 - ・築炉構造図 (標準炉)
 - ・築炉構造図 (大型炉)
 - ・排気筒組立図，断面図
 - ・前室説明図
 - ・排ガス冷却器説明図
 - ・集じん装置説明図
 - ・排風機説明図
 - ・残骨灰吸引設備説明図
 - ・燃料供給設備説明図
 - ・枢運搬車説明図
 - ・炉内台車運搬車説明図
 - ・部分詳細図 (説明図)
 - バグフィルタバイパス，排風機バイパス，その他
 - ・フローシート A (排ガス，空気，燃料)
 - ・フローシート B (残骨灰吸引設備)
 - ・フローシート C (集じん灰吸引設備)

- オ 施設計画（火葬炉）提案書
- ・施設計画（火葬炉）提案書 表紙 (様式 6-1)
 - ・設備概要の説明等 (様式 6-2)
 - ・火葬機能の高さ (様式 6-3)
 - ・ダイオキシン類の排出抑制対策 (様式 6-4)
 - ・火葬炉制御システムの有効性等 (様式 6-5)
 - ・その他環境保全対策 (様式 6-6)
 - ・火葬炉設備工事概算書 (様式 6-7)
- カ 施設計画（火葬炉）設計資料
- ・施設計画（火葬炉）設計資料 表紙 (様式 7-1)
 - ・設計基本数値等説明 (様式 7-2)
 - ・燃焼計算基本要件 (様式 7-3)
 - ・火葬炉収支図 (様式 7-4)
 - ・バグフィルタ容量計算書 (様式 7-5)
 - ・計装制御一覧表 (様式 7-6)
 - ・主要センサー配置表 (様式 7-7)
 - ・各設備仕様 (様式 7-8)
- (以下，様式，枚数は自由)
- ・電気設備容量一覧表（全設備）及び各システム運転時の負荷計算書
 - ・電気設備，計装設備機器リスト
 - ・電気計装フローシート
 - ・情報通信系統図
 - ・全体制御システム図
- キ 維持管理計画提案書
- ・維持管理計画提案書 表紙 (様式 8-1)
 - ・施設計画（建築・設備）経常修繕・大規模修繕等経費内訳計画書 (様式 8-2)
 - ・施設計画（建築・設備）経常修繕・大規模修繕計画及び維持管理業務計画 (様式 8-3)
 - ・施設計画（火葬炉）経常修繕・大規模修繕等経費内訳計画書 (様式 8-4)
 - ・施設計画（火葬炉）経常修繕・大規模修繕計画及び維持管理業務計画 (様式 8-5)
- ク 運営計画提案書

- ・ 運営計画提案書 表紙 (様式 9-1)
 - ・ 運営計画の考え方 (様式 9-2)
 - ・ 人員体制計画表 (様式 9-3)
 - ・ 利用者ニーズ，苦情への対応方法 (様式 9-4)
 - ・ 人材の採用，教育方針 (様式 9-5)
 - ・ その他サービス向上計画 (様式 9-6)
 - ・ 災害時の対応方針 (様式 9-7)
 - ・ 業務の担当体制 (様式 9-8)
 - ・ SPC のマネジメントの考え方 (様式 9-9)
 - ・ 墓除法上の管理者の考え方 (様式 9-10)
- ケ 資金収支計画等提案書
- ・ 資金収支計画等提案書 表紙 (様式 10-1)
 - ・ 入札価格算出書 (様式 10-2)
 - ・ サービス購入料算出書 (様式 10-3)
 - ・ 事業収支計画書 (様式 10-4)
 - ・ サービス購入料，事業収支計画内訳算出書 (様式 10-5)
 - ・ 事業収支計画の考え方 (様式 10-6)
 - ・ 事業安定化方策 (様式 10-7)

7 提出書類作成要領

(1) 一般的事項

各提出書類を作成するにあたっては、特に市の指示がない限り、以下の項目に留意すること。

ア 言語、通貨及び単位

各提出書類に用いる言語は日本語、通貨は円、単位は SI 単位とする。また、原則として横書きで記述する。

イ 図面

図面は JIS の建築製図通則に従って作成する。

ウ 会社名等がわかる表記の禁止

ロゴマークの使用を含めて、入札参加者名（構成員名の他、協力会社名も含む）がわかる記述を避けること。

ただし、入札書等、事業計画提案書のうちの正本 1 部については、特に指示のある場合を除き、表紙においては入札参加者名（代表企業名及び構成員）、表紙以外の各様式においては入札参加者名、協力会社名、出資者名を明らかにすること。

エ 使用ソフト

市に提出する磁気データについては、基本的には Microsoft Word（windows 版）、シミュレーションは Microsoft Excel（windows 版）を使用すること。なお、図等を文書に取り込む場合等は、上記ソフト以外のものを使用してもよい。

(2) 一般競争入札参加資格確認書類

一般競争入札参加資格確認書類を作成するにあたっては、以下の項目に留意すること。

- ・ 指定の順番に並べ、左側を綴じること。

(3) 入札書

入札書等のうち、入札書を作成するにあたっては、以下の項目に留意すること。

- ・ 入札書は、封筒に入れ、密封して提出すること
- ・ 入札価格は、事業期間に亘りサービスの対価を単純に合計した金額を記載すること。
- ・ 金利、物価は現行水準で算出し、金利の増減、物価の増減については考慮しないこと。
- ・ 入札価格には、消費税及び地方消費税を加えないこと。

- ・資金収支計画等提案書との整合性を確保すること。

(4) 施設計画（建築・設備）提案図面

施設計画（建築・設備）提案図面を作成するにあたっては、以下の項目に留意すること。

項目	内容	3	3	枚数
設計 図面 (着色も 可)	配置図 5	A1 : 1/500	A3 : 1/1000	1 枚
	各階平面図 5	A1 : 1/300	A3 : 1/600	必要枚数 (各階 1 枚)
	立面図 4 面	A1 : 1/300	A3 : 1/600	1 枚
	断面図 2 面以上	A1 : 1/300	A3 : 1/600	1 枚
	展開図（エントランス廻り 4 面， 炉前ホール廻り 4 面） 1	A1 : -	A3 : -	1 枚
透視図 (着色の こと)	外観透視図(A3 版：目線全景，鳥瞰全景) 2， 4			2 枚
	内観透視図(A3 版：エントランス廻り，炉前ホール廻り) 4			2 枚

1：展開図の縮尺は自由とします。

全体の展開図や部分の詳細図の組み合わせについても自由とします。

エントランス廻りと炉前ホール廻りのインテリアデザインについての意図がよく分かる表現としてください。

2：外観透視図の植栽は施設完成後 5 年経過の状態を表現してください。

3：A1 版，A3 版とも折り込まないで提出してください。

4：透視図は A3 版にのみ綴ってください。

5：雨水調整池，正面入り口風除室及びエントランスホールの床暖房設備，バス乗降スペースのロードヒーティングについて，配置図または平面図に施工箇所を表現してください

(5) 施設計画（建築・設備）提案書

施設計画（建築・設備）提案書を作成するにあたっては、以下の項目に留意すること。

- ・表現にあたっては，表，図，スケッチ等を使用してもよい。なお，着色も自由とする。
- ・記載内容は，抽象的な表現を避け，できる限り具体的に記述すること。

(6) 施設計画（火葬炉）提案図面等

施設計画（火葬炉）提案図面等を作成するにあたっては、以下の項目に留意すること。

ア 設計図面

設計図面は，着色してもよい。また，次のような図番を明示すること。

図面名称	図 番	縮尺等	枚数
1 階火葬炉設備・機器配置図	5 - 2 -	A3 版：任意縮尺，A2 版：任意縮尺	各 1 枚
2 階火葬炉設備・機器配置図	5 - 2 -	A3 版：任意縮尺，A2 版：任意縮尺	各 1 枚
R 階平面図（火葬部門）	5 - 2 -	A3 版：任意縮尺，A2 版：任意縮尺	各 1 枚
火葬炉設備立面図（標準炉）	5 - 2 -	A3 版：任意縮尺	1 枚
火葬炉設備断面図（標準炉）	5 - 2 -	A3 版：任意縮尺	1 枚
築炉構造図（標準炉）	5 - 2 -	A3 版：任意縮尺	1 枚
築炉構造図（大型炉）	5 - 2 -	A3 版：任意縮尺	1 枚
排気筒組立図，断面図	5 - 2 -	A3 版：任意縮尺	1 枚
前室説明図	5 - 2 -	A3 版：任意縮尺	1 枚
排ガス冷却器説明図	5 - 2 -	A3 版：任意縮尺	1 枚
集じん装置説明図	5 - 2 -	A3 版：任意縮尺	1 枚
排風機説明図	5 - 2 -	A3 版：任意縮尺	1 枚
残骨灰吸引設備説明図	5 - 2 -	A3 版：任意縮尺	1 枚
燃料供給設備説明図	5 - 2 -	A3 版：任意縮尺	1 枚
枢運搬車説明図	5 - 2 -	A3 版：任意縮尺	1 枚
炉内台車運搬車説明図	5 - 2 -	A3 版：任意縮尺	1 枚
部分詳細図（説明図） バグフィルタバイパス，排風 機バイパス，その他	5 - 2 - 枚数に応じ て枝番を付し てください。	A3 版：任意縮尺	5 枚 以内

1：A2 版は，フローシートの後折り込んで綴じてください。

2：説明図は，各機器等の概要の理解に適当な図種(平面図，断面図，姿図，イラスト等)を選択してください。

イ フローシート

フローシートは，着色してもよい。また，次のような図番を明示すること。

図面名称	図 番	縮尺等	枚数
フローシート A（排ガス，空気，燃料）	5 - 2 -	A3 版	1 枚
フローシート B（残骨灰吸引設備）	5 - 2 -	A3 版	1 枚
フローシート C（集じん灰吸引設備）	5 - 2 -	A3 版	1 枚

(7) 施設計画（火葬炉）提案書

施設計画(火葬炉)提案書を作成するにあたっては，以下の項目に留意すること。

- ・記述にあたっては，表，図，イラスト，写真等を挿入してもよい。着色も自由とする。

・記載内容は、抽象的な表現を避け、できる限り具体的に記述すること。

(8) 施設計画（火葬炉）設計資料

施設計画（火葬炉）設計資料を作成するにあたっては、以下の項目に留意すること。

・関連する資料との整合性に注意すること。

(9) 維持管理計画提案書

維持管理計画提案書を作成するにあたっては、以下の項目に留意すること。

・資金収支計画等提案書との整合性に注意すること。

(10) 運営計画提案書

運営計画提案書を作成するにあたっては、以下の項目に留意すること。

・様式に記載されている指示に従うこと

(11) 資金収支計画等提案書

資金収支計画等提案書を作成するにあたっては以下の方法によること。

なお、資金収支計画等提案書の様式 10-2 から様式 10-5 までについて、枚数制限は設けない。

ア 全様式共通

金額を記入するものについては、単位は千円、千円未満は切り捨てること。

物価変動及び金利変動によるサービス購入料の改定は、これを見込まないこと。

イ 入札価格算出書（様式 10-2）

「3 サービス購入料合計」は毎年度のサービス購入料 1 及びサービス購入料 2 を合計して算出すること。

事業年度中の事業年度ごとのサービス購入料合計につき、最も低い年度のサービス購入料合計と、最も高い年度のサービス購入料合計を明示し、前者が後者の 0.8 倍以上となるようにすること。

サービス購入料の合計額（現在価値換算後の価格）は、毎年度のサービス購入料合計を 2.5% で現在価値に割り引いたものの合計額とする。毎年度のサービス購入料（現在価値換算後の価格）算出にあたっては、「現在価値算出に使用する係数」を使用すること。

ウ サービス購入料算出書（様式 10-3）

(ア) サービス購入料 1

サービス購入料 1 は市が事業者より本施設を賃貸借することに対して支払

う賃借料とする。

a サービス購入料 1-1

サービス購入料 1-1 には借入金の元金及び支払金利に相当する金額を記入すること。

借入について優先・劣後構造を提案する場合には、元金及び支払金利ともに優先貸出のみとすること。

金利については、以下の内容を「サービス購入料，事業収支計画内試算出書」（様式 10-5-1）の「1 サービス購入料 (1) サービス購入料 1 ア サービス購入料 1-1」に記入すること。

- ・金利は基準金利に一定の利ざや相当を加えたものとし、基準金利の種類及び利率並びに利ざやについて提案すること。
- ・提案する基準金利の種類は、合理的、客観的であり、かつ入手が容易なものとする。基準金利の提案にあたって使用する基準日は平成 14 年 9 月 1 日時点とする。
- ・基準金利の利率及び利ざやについては小数点以下第 3 位まで示すこと。

b サービス購入料 1-2

サービス購入料 1-2 には以下の方法によって算出された金額を記入すること。

- ・「施設計画（建築・設備）経常修繕・大規模修繕等経費内訳計画書」（様式 8-2），「施設計画（火葬炉）経常修繕・大規模修繕等経費内訳計画書」（様式 8-4）に記入された事業年度ごとの大規模修繕費につき、以下のように算出すること。なお、大規模修繕費の提案にあたって使用する基準時点は平成 14 年 9 月 1 日とし、この時点で入札参加者が適当と考える単価等を使用すること。

(a) 1～5 年度のサービス購入料 1-2

1～5 年度はサービス購入料 1-2 は支払われない。

(b) 6～10 年度のサービス購入料 1-2

1～10 年度の事業年度ごとの大規模修繕費を合計し、5 で割った金額を 6～10 年度の事業年度ごとのサービス購入料 1-2 とする。

(c) 11～15 年度のサービス購入料 1-2

11～15 年度の事業年度ごとの大規模修繕費を合計し、5 で割った金額を 11～15 年度の事業年度ごとのサービス購入料 1-2 とする。

(d) 16～20 年度のサービス購入料 1-2

16～20 年度の事業年度ごとの大規模修繕費を合計し、5 で割った金額

を16～20年度の事業年度ごとのサービス購入料1-2とする。

(イ) サービス購入料2

サービス購入料2は事業者が本施設の運営業務及び維持管理業務を行うことに対して市が支払う業務委託料とする。

a サービス購入料2-1

事業者が本施設を運営・維持管理するにあたって必要となる人件費、物件費、光熱水費及びその他事業者が必要とする費用等に相当する金額を記入すること。

各費用の区分等は入札参加者の提案によるものとする。

また、事業者の出資者に対する配当を含む出資金にかかる費用等や、事業者が支払う法人税等については、上記「その他事業者が必要とする費用等」に含まれるものとする。また、サービス購入料1、サービス購入料2-2及びサービス購入料2-3に該当する費用以外に事業者が負担する費用についても「その他事業者が必要とする費用等」とし、サービス購入料2-1に含むものとする。

「3 サービス購入料2-1」の「(1)人件費相当」、「(2)物件費相当」、「(3)光熱水費相当」及び「(4)その他費用相当」の内訳については、入札参加者が適当と考えるものをできる限り詳細に記入すること。その際、記入欄の過不足がある場合、適宜改定して使用すること。なお、光熱水費相当は、入札参加者が提案する本施設の内容に基づき、運営及び維持管理にあたって必要と考える電力料金、上下水道料金並びに火葬炉及び冷暖房に使用する燃料費等とする。また、この内訳は「事業収支計画書」(様式10-4-1)に記入する費用項目及び「サービス購入料、事業収支計画書内訳算出書」(様式10-5-1)の「1 サービス購入料 (2) サービス購入料2 ア サービス購入料2-1」と一致させること。

上記費用相当の提案にあたって使用する基準時点は平成14年9月1日とし、この時点で入札参加者が適当と考える単価等を使用すること。

b サービス購入料2-2

サービス購入料2-2には、「施設計画(建築・設備)経常修繕・大規模修繕等経費内訳計画書」(様式8-2)、「施設計画(火葬炉)経常修繕・大規模修繕等経費内訳計画書」(様式8-4)に記入された事業年度ごとの経常修繕費を記入すること。なお、経常修繕費の提案にあたって使用する基準時点は平成14年9月1日とし、この時点で入札参加者が適当と考える単価等を使用すること。

c サービス購入料2-3

サービス購入料 2-3 には、事業者が本施設を所有して、運営・維持管理するにあたって必要となる、サービス購入料 2-1 及びサービス購入料 2-2 に該当しない保険料、固定資産税等を含むものとする。上記費用相当の提案にあたって使用する基準時点は平成 14 年 9 月 1 日とし、この時点で入札参加者が適当と考える保険料率や税率等を使用すること。

保険料については、「（仮称）札幌市第 2 斎場整備運営事業 契約書案」の別紙 7 に記載された保険及びこれに加えて入札参加者が提案する保険に関する保険料を記入すること。

固定資産税の課税対象額及び税率については、入札参加者の提案によるものとする。

エ 事業収支計画書（様式 10-4-1 及び様式 10-4-2）

(ア) 損益計算書

a 売上

「ア サービス購入料 1」及び「イ サービス購入料 2」については、「入札価格算出書」（様式 10-2）及び「サービス購入料算出書」（様式 10-3）と同様に記入すること。

「ウ その他」については、事業者の売上の内、サービス購入料 1 及びサービス購入料 2 に該当しないもの（売店収入等）を記入すること。

b 経費

「ア 人件費」, 「イ 物件費」, 「ウ 光熱水費」及び「エ 修繕費」については、「サービス購入料算出書」（様式 10-3）と同様に記入すること。各費用の内訳については、「サービス購入料算出書」（様式 10-3）の「3 サービス購入料 2-1」の各費用相当の内訳及び「サービス購入料, 事業収支計画内訳算出書」（様式 10-5-1）の「1 サービス購入料 (2) サービス購入料 2」の内訳と一致させること。

「オ 減価償却費」及び「カ その他」については入札参加者が適当と考えるものをできる限り詳細に記入すること。その際、記入欄の過不足がある場合、適宜改定して使用すること。

c 営業外収支

「ア 営業外収入」については、入札参加者が適当と考えるものをできる限り詳細に記入すること。

「イ 営業外費用」の「(ア) 支払金利」については、「サービス購入料算出書」（様式 10-3）の「1 サービス購入料 1 (1) サービス購入料 1-1 イ 支払金利相当額」と一致させること。これ以外で、入札参加者が「イ 営業

外費用」に含むことが適当と考える費用があれば、(イ)以下にできる限り詳細に記入すること。

「ア 営業外収入」及び「イ 営業外費用」ともに内訳を記入する際に記入欄の不足がある場合、適宜改定して使用すること。

d 法人税等

税率等、算出にあたって必要な数値等は入札参加者が適当と考えるものを使用して算出すること。

(イ) 資金収支計算書

「(1) 資金の調達」及び「(2) 資金の運用」の内訳については、既に記入してあるものに加え、入札参加者が適当と考えるものをできる限り詳細に記入すること。その際に記入欄の不足がある場合、適宜改定して使用すること。

(ウ) 投資計画・資金調達計画書（貸借対照表）

本様式に記入する金額については、運営開始直前時点のものを記入すること。

a 流動資産

内訳については、入札参加者が適当と考えるものをできる限り詳細に記入すること。その際に記入欄の不足がある場合、適宜改定して使用すること。

また、内訳については、「サービス購入料，事業収支計画内訳算出書 2 事業収支計画書 (2) 投資計画・資金調達計画書（貸借対照表） ア 流動資産」と一致させること。

b 固定資産

内訳の内、「建設工事費等」（様式 4-3）、「火葬炉設備工事概算書」（様式 6-7）に記入したものに該当するものについては、その金額と一致させること。

これ以外については、入札参加者が適当と考えるものをできる限り詳細に記入すること。その際に記入欄の不足がある場合、適宜改定して使用すること。また、内訳については、「サービス購入料，事業収支計画内訳算出書 2 事業収支計画書 (2) 投資計画・資金調達計画書（貸借対照表） イ 流動資産」と一致させること。

c 借入金

内訳については、事業者が複数の借入を行う際、その借入金ごとに記入すること。借入金の別は「サービス購入料，事業収支計画内訳算出書」（様式 10-5-1）の「1 サービス購入料 (1) サービス購入料 1 ア サービス購入料 1-1」と一致させること。

入札参加者が優先・劣後構造を採用する場合、優先借入とは別の内訳とすること。なお、劣後借入の算出根拠等については、「サービス購入料，事業収支計画内訳算出書」（様式 10-5-1）の「1 サービス購入料 (1) サービス購入料 1 ア サービス購入料 1-1」に記入せずに、「2 事業収支計画書 (2) 投資計画・資金調達計画書（貸借対照表） ウ 借入金」に記入すること。

記入欄の不足がある場合、適宜改定して使用すること。

d その他負債

該当するものがない場合、内訳を記入する必要はないが、該当するものがある場合、内訳については、入札参加者が適当と考えるものをできる限り詳細に記入すること。その際に記入欄の不足がある場合、適宜改定して使用すること。

e 出資金

内訳については、出資者が複数の場合、その出資者ごとに記入すること。出資者の別は「サービス購入料，事業収支計画内訳算出書」（様式 10-5-2）の「2 事業収支計画書 (2) 投資計画・資金調達計画書（貸借対照表） 出資金」と一致させること。

オ サービス購入料，事業収支計画内訳算出書（様式 10-5-1 及び様式 10-5-2）

(ア) サービス購入料

a サービス購入料 1

(a) サービス購入料 1-1

借入金の別は「事業収支計画書」（様式 10-4-2）の「3 投資計画・資金調達計画書（貸借対照表） 資金調達計画 (1) 借入金」の別と一致させること。

算出根拠等には、様式に記入している内容に応じて記入し、元金相当額及び支払金利相当額の算出根拠が明確となるように記入すること。

記入欄の不足がある場合、適宜改定して使用すること。

(b) サービス購入料 1-2

「施設計画（建築・設備）経常修繕・大規模修繕等 経費内訳計画書」（様式 8-2），「施設計画（火葬炉）経常修繕・大規模修繕等 経費内訳計画書」（様式 8-4）に記入された事業年度ごとの大規模修繕費より、前記「ウ サービス購入料算出書 (ア) b」に従いサービス購入料 1-2 を算出する過程を記入すること。

b サービス購入料 2

(a) サービス購入料 2-1

算出根拠等については、支出目的や支出内容（単価、支出頻度、工数、内訳等）につき、できる限り詳細に記入すること。

各費用相当の内訳については、「サービス購入料算出書」（様式 10-3）の「3 サービス購入料 2-1」の「(1) 人件費相当」、「(2) 物件費相当」、「(3) 光熱水費相当」及び「(4) その他費用相当」の内訳と一致させること。また、「事業収支計画書」（様式 10-4-1）の「1 損益計算書」の「(2) 経費」の「ア 人件費」、「イ 物件費」、「ウ 光熱水費」の内訳とも一致させること。

(b) サービス購入料 2-2

「施設計画（建築・設備）経常修繕・大規模修繕等 経費内訳計画書」（様式 8-2）、「施設計画（火葬炉）経常修繕・大規模修繕等 経費内訳計画書」（様式 8-4）に記入された事業年度ごとの経常修繕費からの算出過程を記入すること。

c サービス購入料 2-3

内訳は、「サービス購入料算出書」（様式 10-3）の「4 サービス購入料 2-3」の内訳と一致させること。

固定資産税等については課税対象額と税率等、保険料については当該保険の種類や付保金額、保険料率等を記入すること。

(f) 事業収支計画書

a 損益計算書

(a) 売上（その他）

事業者の売上の内、サービス購入料 1 及びサービス購入料 2 に該当しないもの（売店収入等）の算出根拠等をできる限り詳細に記入すること。

(b) 減価償却費

事業者の経費の内、減価償却費の算出根拠等につき、様式に記入している内容に応じて記入すること。また、対象となる資産が複数ある場合には、資産別に算出根拠等を記入すること。

(c) 法人税率等

事業者の経費の内、法人税等につき、税率等の算出根拠等を記入すること。

b 投資計画・資金調達計画（貸借対照表）

(a) 流動資産

資産別に算出根拠等をできる限り詳細に記入すること。資産の別は「事業収支計画書」（様式 10-4-2）の「3 投資計画・資金調達計画書（貸借対照表）」の「(1) 流動資産」の別と一致させること。

(b) 固定資産

資産別に算出根拠等をできる限り詳細に記入すること。資産の別は「事業収支計画書」（様式 10-4-2）の「3 投資計画・資金調達計画書（貸借対照表）」の「(2) 固定資産」の別と一致させること。

(c) 借入金

入札参加者が、優先・劣後借入構造を採用する場合、劣後借入の算出根拠等につき、様式に記入している内容に応じて記入し、元金相当額及び支払金利相当額の算出根拠が明確となるように記入すること。

(d) その他負債

負債別に算出根拠等をできる限り詳細に記入すること。資産の別は「事業収支計画書」（様式 10-4-2）の「3 投資計画・資金調達計画書（貸借対照表）」の「(2) その他負債」の別と一致させること。

(e) 出資金

出資者別に出資者名，出資金額等，出資金の構成や内容等につき，できる限り詳細に記入すること。

8 その他

(1) 必要事項等の追加

本入札説明書に定めることその他、入札の実施にあたって必要な事項が生じた場合には、一般競争入札参加資格確認通知前においては入札説明会参加者、一般競争入札参加資格確認通知後においては代表企業に通知する。

(2) 日本政策投資銀行等の低利融資・無利子融資

本事業は、日本政策投資銀行の「民間資金活用型社会資本整備」に対する融資（無利子融資、低利融資）の対象事業であり、入札参加者は当該融資を利用することを前提として提案することは可能であるが、入札参加者は自らのリスクでその活用を行うこととし、市は同行からの調達の可否による条件変更は行わない。

なお、当該融資制度の趣旨は、民間事業者の提案喚起及び選定事業の安定性向上にあることから、当該融資を提案に盛り込む場合には、民間金融機関と同等の金利を前提とすることとしているので、この点に留意して入札提案を行うこと。

また、当該融資制度の詳細、条件等については、入札参加者が直接同行に問い合わせを行うこと。

上記以外の低利融資制度等の活用については、入札参加者の判断に委ねるが、同融資が利用できなかった場合のリスクは入札参加者が負うこととする。